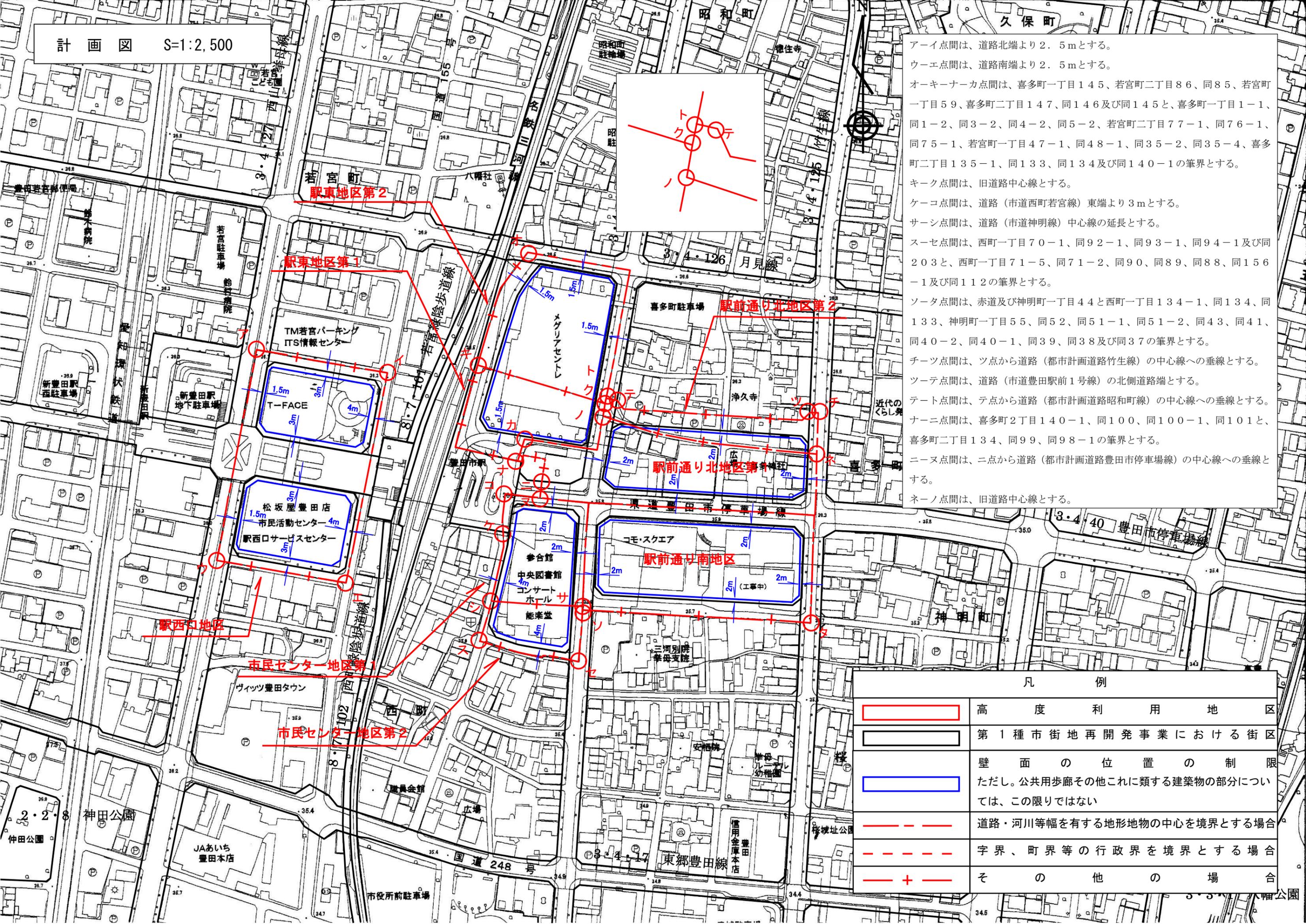


計画図 S=1:2,500



ア-イ点間は、道路北端より2.5mとする。
 ウ-エ点間は、道路南端より2.5mとする。
 オ-キ-ナーカ点間は、喜多町一丁目145、若宮町二丁目86、同85、若宮町一丁目59、喜多町二丁目147、同146及び同145と、喜多町一丁目1-1、同1-2、同3-2、同4-2、同5-2、若宮町二丁目77-1、同76-1、同75-1、若宮町一丁目47-1、同48-1、同35-2、同35-4、喜多町二丁目135-1、同133、同134及び同140-1の筆界とする。
 キ-ク点間は、旧道路中心線とする。
 ケ-コ点間は、道路(市道西町若宮線)東端より3mとする。
 サ-シ点間は、道路(市道神明線)中心線の延長とする。
 ス-セ点間は、西町一丁目70-1、同92-1、同93-1、同94-1及び同203と、西町一丁目71-5、同71-2、同90、同89、同88、同156-1及び同112の筆界とする。
 ソ-タ点間は、赤道及び神明町一丁目44と西町一丁目134-1、同134、同133、神明町一丁目55、同52、同51-1、同51-2、同43、同41、同40-2、同40-1、同39、同38及び同37の筆界とする。
 チ-ツ点間は、ツ点から道路(都市計画道路竹生線)の中心線への垂線とする。
 ツ-テ点間は、道路(市道豊田駅前1号線)の北側道路端とする。
 テ-ト点間は、テ点から道路(都市計画道路昭和町線)の中心線への垂線とする。
 ナ-ニ点間は、喜多町二丁目140-1、同100、同100-1、同101と、喜多町二丁目134、同99、同98-1の筆界とする。
 ニ-ヌ点間は、ニ点から道路(都市計画道路豊田市停車場線)の中心線への垂線とする。
 ネ-ノ点間は、旧道路中心線とする。

凡 例	
	高 度 利 用 地 区
	第1種市街地再開発事業における街区
	壁 面 の 位 置 の 制 限 ただし、公共用歩廊その他これに類する建築物の部分については、この限りではない
	道路・河川等幅を有する地形地物の中心を境界とする場合
	字界、町界等の行政界を境界とする場合
	そ の 他 の 場 合